

# 陳述書

平成23年10月3日

熊代 昭彦 印

## 1 経歴について

私は1940（昭和15）年岡山市に生まれ、大学卒業後、1963（昭和38）年厚生省に入省し、1985（昭和60）年8月から1987（昭和62）年9月まで総務庁長官官房地域改善対策室長を務めました。1993（平成5）年7月から2005（平成17）年8月まで衆議院議員を4期務め、2011（平成23）年4月から出身地岡山市で市会議員を務めています。

## 2 地域改善対策室について

私が1985（昭和60）年8月から1987（昭和62）年9月にかけて室長を務めた総務庁地域改善対策室とは、以前は総理府同和対策室とっていました。同和地区の目に余る劣悪な実態を改善していくための事業を担当する部署で、国の同和対策全般を担当するという点では同じです。当然この裁判で問題になっている同和奨学金事業もこの総務庁地域改善対策室が担当しました。1987（昭和62）年3月末でそれまでの地域改善対策特別措置法（地対法）が失効し、同年4月から地対財特法が施行されました。地対法の期限切れにあたって、それまでの地域改善対策事業（同和対策事業）全般の見直しを行われました。当然同和奨学金事業もその見直しの対象となりました。

このときの見直しは、地対協（地域改善対策協議会の略。地域改善対策事業推進のため基本事項を調査審議するために政令で設置された機関）の意見具申（甲16号）をもとに行われました。地対協の委員は外部の有識者で構成されておりましたが、地域改善対策室はその事務局を担当し、室長である私はその責任者であったわけです。

四半世紀も前のことですので、当然細部の記憶は薄れていますが、地域改善対策室長として同和事業の全般的な見直しにかかわったこのときの経験は、私個人の役人人生の

なかでももっとも激務で、かつやりがいのあるもので、全般には今も強く印象に残っております。

### 3 高校奨学金の貸与化の趣旨と議論

国が同和奨学金事業をそれまでの給付制から貸与制に切り替えた当時の直接の担当者として、切り替えの趣旨、それに至った議論内容などについて、以下述べてみます。

地対協あるいはその意見具申を受けた政府与党内では、それまでの同和对策事業について根本的な見直しが行われました。なかでも、高校生を対象とする奨学金事業（正式名称は「高等学校等進学奨励費補助事業」）を貸与資格に所得制限を導入した上で、給付制から貸与制に転換するにあたっては、もっとも激しい議論が交わされた記憶があります。

所得制限の導入については、おおむね合意に至りましたが、貸与化については、とくに民間運動団体からは激しい反対意見が表明されました。同和对策事業や解放運動全般のすすめ方について、当時、ふたつあった主要な民間運動団体の間ではかなり意見の隔たりがあり対立していましたが、この奨学金貸与化についていえば、両団体一致して反対という立場でした。貸与化に反対するおもな意見としては、同和地区の高校進学率が一般地区と比べてまだ低いのに、ここで貸与化されてしまえばますます低くなる、従来通り給付制を維持すべきだというものでした。

しかし、進学率が低いといっても、実際には、同和对策特別措置法が施行されて以降20年近くにわたって様々な同和对策事業・地域改善対策事業が行われてきておりましたので、かつてと比べると、いまだ格差が残っていたとはいえかなり高い率にまで進学率が上っていたのが実際のところだったと思います。

また、進学率が一般に比べて低い理由が、同和地区住民の経済状況が全般的にまだまだ低いということでしたらまだわかりますが、全国的に見て当時の同和地区の生活実態は、地対協意見具申でも指摘されていますが、すでにかつてのようにおしなべて低位な状況から完全に脱していた時期でした。給付制を維持する理由にはなりません。

当時、一般の高校生を対象としては日本育英会の奨学金事業がありました。こちらは基本的には貸与制度です。借りた人は返しているわけです。そういう中、経済状況にお

いては差がなくなっているにもかかわらず、「同和」という理由で、給付制度を維持する、返還しなくてもよいという制度を継続するには合理性がないわけです。

合理性がないだけでなく、これは人間の誇りの問題でもあると、私自身は考えていました。すなわち、将来、経済的に自立したときは、他の奨学金を借りた人と同じように必ず返還すると胸を張る方が、人間としてはるかに誇り高く、立派な生き方であると思うからです。たしかに、金は借りるよりももらうほうがとくと誰しも考えるものでしょうが、運動団体として差別解消をめざすのなら、そんな目先の利益よりも歯を食いしばって誇り高い道を選んでもらいたいというのが、この問題についての私の持論でした。

最終的には、給付制は、一定期間を限って緊急に実態を改善する場合にのみ認められるものであって、生活実態が改善したあとも今後さらに給付制を存続することは、部落差別解消に逆行するものであるという正論が認められ、貸与制度に転換することになりました。

#### 4 自治体の反応

同和奨学金事業は、国が補助金を3分の2出しますが、実施主体は各府県あるいは政令市です。貸与化の国の方針については、どこの自治体も、「厳しい」という受け止めだったようでしたが、同和対策事業を自治体が主体に実施しているところでは積極的に受け止められ、日ごろから民間団体の要求に押されっぱなしの自治体では対応にかなり苦慮されていたようです。民間運動団体同様、進学率にまだ格差があるのに貸与化されるとますます格差が開く、というのが消極的な受け止めの自治体の言い分だったように記憶しています。

先ほど申し上げたように、この時期すでに同和地区だからといって一律に経済的に困窮しているという実態にはありませんでした。また、奨学金の返還は、高校あるいは大学を卒業したあとのことです。卒業後、返還できない経済状況にあれば国の免除制度を受けられることもできるのです。つまり、高校に行って勉強したいという意欲を持っている人にとっては、貸与化になっても進学への支障にならないはずだったので、進学率が下るから給付制を維持せよとの主張に、私は正当性を感じませんでした。

#### 5 実質給付制度を維持した自治体について

国が貸与化したあと、府県あるいは政令市においては、返還にあたっての国の免除基準（収入が生活保護世帯の1・5倍以内）に、自治体独自に上乘せした基準をつくることもありましたが、なかには全額免除あるいは自治体が返還を肩代わりして実質的に給付制度にしてしまうところもあったと記憶しています。

上記3で述べた、貸与化移行の趣旨を骨抜きにするといいますか、事業の趣旨を損なう判断だったと当時感じたことを覚えています。また、その主張が本当に住民の意向を反映したものであったのか疑問に感じたことも印象に残っています。

行政までも民間運動団体に同調し、差別の解消、住民の自立、人間としての誇り獲得という、長い目で見た利益に徹することができないとは、遺憾といわざるを得ません。

実質給付制度を維持した自治体の判断は、同和問題の解決に逆行するものだったと、今振り返っても思います。同様に、地对協意見具申やそれを受けた政府の対応、すなわち高校奨学金事業の貸与化を含む全事業の見直しは、当時、民間運動団体などを中心に各方面からかなり強い批判を受けることになりましたが、正しい方針だったと今も確信しています。逆にあのと目先の利益を重視するに運動団体の主張に安易に妥協していたら、同和問題の解消に逆行する結果を招いていたのではないかと思います。

以上